

その危険源と人との間にばく露を阻むものが存在しない状態をいう。つまり遮るものがないので人が危険源に接近・接触する可能性があるというだけで、現実には接近・接触しているかどうかはここでは問題にしない。プレス機械のスライドでは、そこに人を近づかせないための安全柵・ガードがない状態、又は、光線式安全装置を設置して人が近づいたらスライドの動きを直ちに停止させるといった手段が取られていない状態をいう。つまり保護方策が施されていないか、不備があるため人が危険源に接近・接触し得る状態のことである。繰り返すが、「危険状態」では、現実には人が接近・接触しているかどうかは別問題である。

「危険事象」とは、危険状態から結果として危害に至る出来事、とされている。「危害」すなわち現実には傷害、健康障害が正に発生する状態であり、「プレス機械のスライド直下に手を入れたこと」が危険事象となる。

「危害」とは、身体的傷害、健康障害のことで、プレス機械のスライドが下降してきたとき、入れた手を抜くのが遅れ指を潰されたなどの災害をいう。スライドが機能不良で2度落ちした、下降速度が速すぎて逃げ切れなかったなど、回避に失敗した場合に「危害」が発生する。

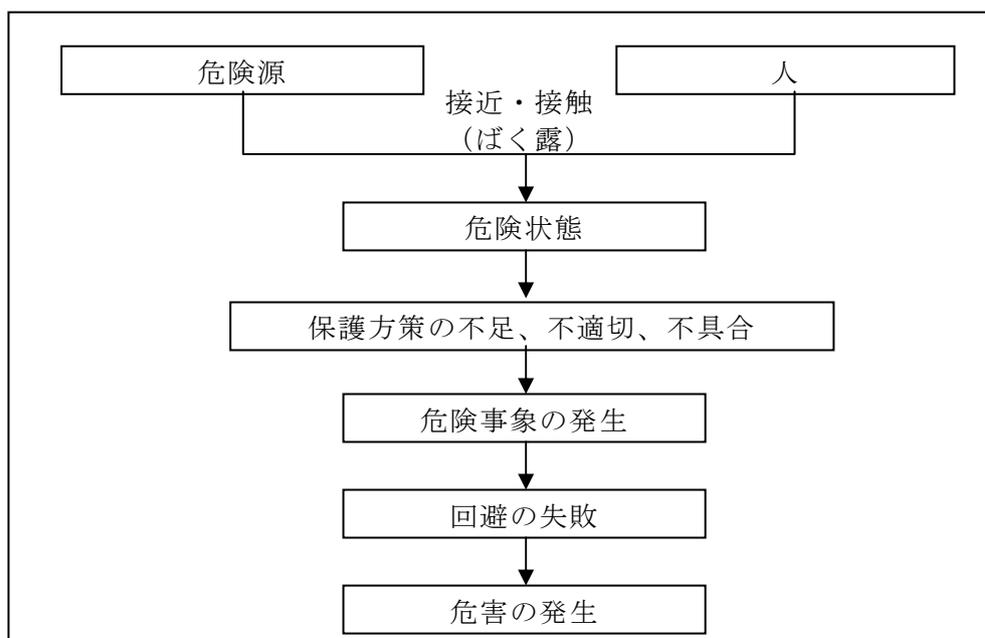


図13 危険源から危害に至るプロセス(JISB9702:2000 解説図2に基づく)